

春日井市指定特定相談支援事業者等指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第16項に規定する特定相談支援事業（以下「特定相談支援事業」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業（以下「障害児相談支援事業」という。）の質の確保並びに相談支援給付に係る費用の適正化を図るため、法及び児童福祉法に基づく報告等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指導 法令等の遵守及び相談支援事業（特定相談支援事業及び障害児相談支援事業をいう。）の趣旨等について周知徹底を図るため、法第51条の27第2項及び児童福祉法第24条の34第1項の規定による報告等（次号において「報告等」という。）を実施し、公正かつ適切な措置を講じることという。
- (2) 監査 法第51条の28第2項及び児童福祉法第24条の35第1項の規定による勧告若しくは法第51条の29第2項及び児童福祉法第24条の36に規定する指定の取消し等に該当すると認められる場合又は相談支援給付等に係る費用の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、報告等の実施により事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を講じることという。

(指導及び監査の対象)

第3条 指導及び監査の対象となる事業者は、次に掲げる者とする。

- (1) 法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者（以下この号において「指定特定相談支援事業者」という。）、指定特定相談支援事業者で

あった者及び特定相談支援事業を行う事業所の従業者であった者

- (2) 児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者（以下この号において「指定障害児相談支援事業者」という。）、指定障害児相談支援事業者であった者及び障害児相談支援事業を行う事業所の従業者であった者

（関係行政機関との連携）

第4条 指導及び監査の実施に当たっては、必要に応じて国、都道府県及び他市町村と連携し、合同で行うものとする。

（指導の方法等）

第5条 指導は、指導の対象事業者（以下「指導対象事業者」という。）の事業所において、関係書類に基づき関係職員に説明を求め、必要な事項を聴取することにより行うものとする。

- 2 市長は、指導を行う場合には、当該指導対象事業者に次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、緊急に指導を実施する必要があると市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 実施目的
- (2) 実施日時
- (3) 対象事業所
- (4) 実施場所
- (5) 担当職員数
- (6) 事前に提出すべき書類等
- (7) 準備すべき書類等

（指導結果の通知等）

第6条 市長は、指導の結果、改善を要する事項があると認める場合は、指定特定相談支援事業者等指導に係る改善指示事項通知書（第1号様式）により当該指導対象事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による改善の通知を受けた指導対象事業者は、当該通知に示され

た期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を市長に通知しなければならない。

(指導の中止)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、指導を中止し、直ちに監査を実施することができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合
- (2) 相談支援給付費の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、不正又は著しい不当が疑われる場合

(監査対象の選定基準)

第8条 監査は、次の各号に掲げる情報において、指定基準違反等の確認が必要であると認められる場合に行うものとする。

- (1) 通報、苦情、相談等に基づく情報
- (2) 都道府県、他市町村及び国民健康保険団体連合会からの情報
- (3) 特異傾向を示す事業者等相談支援給付等の請求データ等の分析からの情報
- (4) 指導において確認した指定基準違反等の情報
- (5) 業務管理体制の不適切な整備及び運用状況に関する情報

(監査の方法等)

第9条 監査は、監査の対象事業者（以下「監査対象事業者」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査することにより行うものとする。

2 市長は、監査を行う場合には、当該監査対象事業者に次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、第7条各号に該当する場合及び緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 実施目的

- (2) 実施日時
 - (3) 対象事業所
 - (4) 実施場所
 - (5) 担当職員数
 - (6) 事前に提出すべき書類等
 - (7) 準備すべき書類等
- (監査結果の通知等)

第10条 市長は、前条の監査の結果、軽微な改善を要する事項があると認める場合は、指定特定相談支援事業者等監査に係る改善指示事項通知書（第2号様式）により当該監査対象事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による改善の通知があった場合は、当該通知を受けた監査対象事業者は、当該通知に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を市長に通知しなければならない。

3 市長は、監査の結果、指定基準違反等が認められた場合には、法及び児童福祉法に基づく行政上の措置を行うものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月8日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

指定特定相談支援事業者等指導に係る改善指示事項通知書

実施日： 年 月 日

指導監査員 職・氏名	春日井市健康福祉部障がい福祉課	法人名		所在地	春日井市
		事業所名			
種 別	指 示 事 項		改 善 状 況		

第2号様式（第10条関係）

指定特定相談支援事業者等監査に係る改善指示事項通知書

実施日： 年 月 日

指導監査員 職・氏名	春日井市健康福祉部障がい福祉課	法人名		所在地	春日井市
		事業所名			
種 別	指 示 事 項		改 善 状 況		